

No.	カテゴリ	現 状	課 題	対策案・対策方針
1	保 存	【調査研究】 昭和31～36年をはじめ、平成21年度までに10次の発掘調査（合計調査面積905㎡）を実施し、『兵庫県芦屋市会下山遺跡確認調査報告書』を刊行している。 平成23年の史跡指定後、発掘調査は実施していない。	・調査研究における課題の整理と確認調査必要箇所の検討 ・史跡の全体像を確認する必要がある（発掘調査実施面積は、史跡全体の1%）。 ・山頂部の隆起の性格の確認、焼土坑の全体像の確認、堀跡（環壕？）の全体像の確認、竪穴住居跡の焼土面の性格の再検討など	
2	保 存	【遺構保護】 昭和30年代の調査で検出した遺構（竪穴住居跡等）は埋め戻さず、芝を張って露出展示しているが、雨水によって侵食が進行している	・遺構への影響が懸念される ・遺構の保護措置	
3	保 存	【土砂流出対策】 雨水等による土砂流出が著しく進行している	・遺構への影響が懸念される ・土砂流出対策 ・表層排水調査	
4	保 存	【登山道対策】 F地区住居跡、Q地区祭場跡において、登山道が遺構の上を通過しており、多くの登山者が行きかう	・遺構への影響が懸念される ・登山道対策	
5	保 存	【獣害対策】 獣害（イノシシによる掘り返し）が発生している	・遺構への影響が懸念される ・獣害対策	
6	保 存	【防災・砂防事業】 史跡指定範囲は砂防指定地に指定されており、今後、防災を目的とした砂防事業が行われる計画がある	・史跡の保護を条件とした砂防工事の円滑な実施	
7	保 存	【出土遺物保存】 出土遺物は、三条文化財整理事務所で保管している。 一部は三条文化財整理事務所及び芦屋市立美術博物館で展示している。	・遺物台帳が整備できていない ・適切な環境下での出土品の保管	
8	保 存	【発掘調査記録の保管】 昭和30～40年代の発掘調査の図面・写真について、保管環境が適切でない上に、数量や所在が把握できていないことから、記録が失われる可能性がある。	・台帳が整備できておらず、記録の全体像が把握できていない ・適切な環境下での写真・フィルムの保管、デジタル化	
9	活 用	【市民の認知度】 市民の認知度が50%を下回り、市民が知らない史跡となっている	・認知度の向上	
10	活 用	【学校教育との連携】 学校から依頼があれば、校外学習として史跡の案内を行う（年1～2校。令和7年度は0校）	・学校教育側からどのような需要があるのかの調査 ・連携できる方法の模索	
11	活 用	【ハイキングとの連携】 特に連携はしていないが、六甲山登山の主要ルートの入口であるため、多くのハイカーが遺跡を通過している。	・登山による遺構損壊への対策 ・ハイカーが遺跡を視認できる工夫（登山スポット）	

12	活用	【まちづくりとの連携】 現状、何もできておらず、都市計画マスタープランの中でも特に位置づけができていない	・まちづくりにおける史跡会下山遺跡の位置づけを明確化	
13	活用	【市民参画】 昭和51年以降、芦屋ライオンズクラブによる清掃奉仕活動（年1回）は継続されているが、それ以外は現状、何もできていない	・生涯学習・市民活動の場となるような環境づくり	
14	活用	【関連遺跡との連携】 平成23年度に加茂遺跡（川西市）と連携事業を実施したが、以後は何もできておらず、方針もない状態である	・兵庫県下の弥生時代の史跡との連携	
15	活用	【出土遺物の活用】 一部を三条文化財整理事務所及び美術博物館で展示している	・三条文化財整理事務所は土日見学できない ・美術博物館は遺跡から、かなり離れている	
16	活用	【史跡を活用したイベント】 所管課が主催となって数回開催したことがあるが、継続できていない	・継続できるイベントの企画 ・行政だけで継続可？市民との協働の促進の検討が必要	
17	整備	【本質的価値の視覚化：眺望の確保】 高地性集落ならではの眺望が会下山遺跡の本質的価値の一環といえるが、現状は樹木で視界が遮られ、眺望することが難しい。	・高地性集落の本質的価値を体感できる眺望の確保	
18	整備	【本質的価値の視覚化：遺構の明示】 竪穴住居跡等をコンクリート製柵で囲っているが、土砂流出等によって傾き、倒れている。	・遺構の保護 ・新たな遺構の視覚化の検討	
19	整備	【見学道（登山道）】 尾根上に見学道（登山道）が通っているが、土砂流出等による尾根のやせ細り、岩盤の露出、木の根の露出等、転倒や転落の危険性がある。	・安全な見学道（登山道）の確保	
20	整備	【説明板】 個別の遺構に対する説明板はいくつか設置しているが、史跡の全体像がわかるものがない。	・設置場所と内容の再検討	
21	整備	【復元建物：高床倉庫】 昭和35年にJ地区の遺構面を保護せず直接高床倉庫を1棟建設し、以降何度か建て替えているが、現在のものは不等沈下により大きく傾いている。 なお、会下山遺跡では高床倉庫跡の遺構は検出されていない。 現在唯一、通過者に史跡を認識させるモニユメント的存在でもある。	・遺構面を壊している ・崩壊寸前のため、維持するのであれば建て直しが必要 ・高床倉庫跡の遺構が検出されていないため、調査の実態に合わない復元建物である	
22	整備	【触覚模型】 昭和56年に復元竪穴住居が焼失した跡地に触覚模型を設置したが、劣化が著しく、安全上にも問題がある。また、情報が古い上に経年劣化により何を示しているのかわからない。	・触覚模型の撤去	
23	整備	【植生管理】 砂防を目的とした植生になっており、史跡の保存活用の視点での管理はできていない	・史跡の保存活用の視点を踏まえた植生管理の方法の検討	

24	整備	【史跡の標識】 入口部分に木製の標識を設けているが、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づいた標識の設置ができていない	・基準に基づいた標識の設置	
25	整備	【史跡指定範囲の明示】 史跡範囲は地番指定しているが、現地に史跡の範囲を明示するものがない	・境界確定及び杭等による境界の明示が必要	
26	整備	【ガイダンス施設】 現状、三条文化財整理事務所がガイダンス施設の役割を担っている	・運営体制上、月木の10～16時だけしか見学ができない ・土日に見学ができない	
27	整備	【アクセス】 駐車場やバス等がないため、遺跡へ行くには阪急芦屋川駅から約20分坂を登る必要がある。また遺跡へのルートがわかりにくい、住宅地のため案内を設置すると苦情が出る	・アクセスの改善は困難か？ ・ルート設定も困難か？	
28	運営体制	【土地所有者】 土地は国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所がすべて所有している	・課題はなし	
29	運営体制	【砂防の維持管理】 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所が行っている。	・課題はなし	
30	運営体制	【史跡の維持管理】 史跡の管理団体として、芦屋市が指定されている。史跡の看板の設置や登山道等の軽微な修繕、登山道及び史跡の見学箇所の草刈り等は芦屋市が行っている。	・課題はなし	
31	運営体制	【史跡の所管課】 芦屋市企画部国際文化推進室国際文化推進課文化推進係が文化財に関することを事務分掌としている。学芸員2名（うち1名は主査）が担当である。	・事業実施可能な体制の整備・人員の確保	
32	運営体制	【展示施設1】 三条文化財整理事務所は芦屋市企画部国際文化推進室国際文化推進課文化推進係が所管しており、会計年度任用職員4名（うち2名は学芸員）が従事している。	・正規職員が不在 ・勤務日数や業務内容などにより、月木の10～16時だけしか見学ができない。	
33	運営体制	【展示施設2】 芦屋市立美術館は芦屋市企画部国際文化推進室国際文化推進課文化推進係が所管しており、指定管理制度を導入している。指定管理者の学芸員3名（美術2名、歴史1名）が従事している。	・考古学を専門としている学芸員がおらず、考古資料の取り扱いができない	
34	運営体制	【ハイキング道】 ハイキング道の管理は、芦屋市市民生活部環境経済室地域経済振興課が所管している。	・連携できていない	
35	運営体制	【市民協働及びボランティア】 現状、会下山遺跡に関するボランティア団体はない	・市民協働での史跡の保護活用体制の構築	